

○中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針

改正後	改正前
<p>I 基本方針策定に当たって</p> <p>1 趣 旨 小中学校の児童生徒のよりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を目的とした、小中学校の適正規模及び適正配置を推進するため、基本方針を策定する。</p> <p>2 背 景 本市の児童生徒数は、平成27年度から現時点の10年間で、約8割まで減少している。令和13年度までの推計では、児童生徒数がさらに減少し、今後、現在の学校数を維持した場合、さらに小規模化の進行が予想される。 小中学校の小規模化は、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営などにおいて、様々な問題を生じさせる危惧がある。 中野市教育委員会（以下、市教委）では平成24年9月に「中野市立小学校及び中学校適正規模等審議会」を設置し、平成26年9月に答申を受けた。この答申では、適正規模及び適正配置への基本的な考え方や推進方法等、貴重な提言がなされた。 その後、平成28年9月に「中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針」を策定し、基本方針に則って、令和2年4月に北部地区4校（長丘小、平岡小、科野小、倭小）を統合し高社小が、令和3年4月に豊田地域2校（豊井小、永田小）を統合し豊田小が開校した。 令和13年度の推計では、小学校は4校（日野小、延徳小、高丘小、豊田小）が、中学校では1校（豊田中）が、全学年で単級となる。また、10人未満の学級が小学校で現在3学級あるが、令和13年度には9学級になる見通しであり、中野市内では学校規模の偏りがさらに大きくなる状況にある。 市教委では、現状と今後の見通しを踏まえた上で、将来を見据え、よりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を図る視点に立ち、児童生徒や保護者をはじめ地域住民の十分な理解と協議を行いながら、円滑な推進を図ることとした。</p>	<p>I 基本方針策定に当たって</p> <p>1 趣 旨 小中学校の児童生徒のよりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を目的とした、小中学校の適正規模及び適正配置を推進するため、基本方針を策定する。</p> <p>2 背 景 本市の児童生徒数は、昭和59年度から現時点の30年間で、約6割まで減少している。平成32年度までの推計では、児童生徒数がさらに減少し、今後、現在の学校数を維持した場合、さらに小規模化の進行が予想される。 小中学校の小規模化は、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営などにおいて、様々な問題を生じさせる危惧がある。 こうした現状を受け、中野市教育委員会（以下、市教委）では平成24年9月に「中野市立小学校及び中学校適正規模等審議会」を設置し、平成26年9月に答申を受けたところである。この答申では、適正規模及び適正配置への基本的な考え方や推進方法等、貴重な提言がなされた。 (新設) 平成32年度までの学校規模の状況は、小学校は3校（中野小、平野小、平岡小）以外の8校が、中学校では1校（豊田中）が、全学年で単級となる。また、10人未満の学級が小学校で現在9学級あるが、平成32年度には17学級になる見通しであり、中野市内では学校規模の偏りがさらに大きくなる状況にある。 市教委では、現状と今後の見通しを踏まえた上で、将来を見据え、答申を尊重しつつ、よりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を図る視点に立ち、児童生徒や保護者をはじめ地域住民の十分な理解と協議を行いながら、円滑な推進を図ることとした。</p>

改正後	改正前																																						
<p>③ <u>1学級当たりの児童生徒数は、18人～30人程度が望ましい。</u></p> <p>(削除)</p> <p>※特別支援学級は学校規模に関係ないので学級数に含めない。 また、これらの基準は、<u>望ましいと考える学級数及び児童生徒数を示したものであり、地域の状況などから、必ずしも適合しないといけないものではない。</u></p> <p>2 適正配置の基本的な考え方 通学距離や通学の安全等を考慮しながら、学校を地域に適切に配置することを基本的な考え方とする。</p> <p>Ⅲ 適正規模及び適正配置の検討対象校と推進の方策</p> <p>1 適正規模及び適正配置の検討対象校</p> <p>① 基本方針でいう適正規模を下回る学校を小規模校とする。</p> <p>② <u>令和13年度</u>の推計でも適正規模への回復が見込めない学校を検討対象校とする。</p> <p>③ 適正規模であっても、小規模校や適正規模を上回る学校に関する場合は検討対象校とする。</p> <p>【市内小中学校の規模別学校数（特別支援学級は学級数に含めない。）】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">小学校</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">中学校</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">7年度</th> <th style="text-align: center;">13年度</th> <th style="text-align: center;">7年度</th> <th style="text-align: center;">13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模校</td> <td style="text-align: center;"><u>4校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5校</u></td> <td style="text-align: center;">1校</td> <td style="text-align: center;"><u>1校</u></td> </tr> <tr> <td>適正規模を上回る学校</td> <td style="text-align: center;"><u>3校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2校</u></td> <td style="text-align: center;">3校</td> <td style="text-align: center;"><u>3校</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>令和13年度</u>の推計値による。</p> <p>2 適正規模及び適正配置の推進の方策 通学区域の見直しと学校統合という2つの方策があるが、各学校や地域の実態に応じて適切に取り入れていく。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 通学区域の見直し 小中学校の連携教育を更に推進し、円滑な学校運営を図るため、今ある小学校から、全員同じ中学校へ通学ができる小中学校の配置を考える。学校統合の場合も同様とする。</p>		小学校		中学校		7年度	13年度	7年度	13年度	小規模校	<u>4校</u>	<u>5校</u>	1校	<u>1校</u>	適正規模を上回る学校	<u>3校</u>	<u>2校</u>	3校	<u>3校</u>	<p>③ <u>学級数及び1学級当たりの児童生徒数は、当面長野県の学級編制基準の30人規模学級とする。</u> <u>なお、学校教育法施行規則第41条及び同規則第79条(中学校)も参考にした。</u></p> <p>※特別支援学級は学校規模に関係ないので学級数に含めない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 適正配置の基本的な考え方 通学距離や通学の安全等を考慮しながら、学校を地域に適切に配置することを基本的な考え方とする。</p> <p>Ⅲ 適正規模及び適正配置の検討対象校と推進の方策</p> <p>1 適正規模及び適正配置の検討対象校</p> <p>① 基本方針でいう適正規模を下回る学校を小規模校とする。</p> <p>② <u>平成32年度</u>の推計でも適正規模への回復が見込めない学校を検討対象校とする。</p> <p>③ 適正規模であっても、小規模校や適正規模を上回る学校に関する場合は検討対象校とする。</p> <p>【市内小中学校の規模別学校数（特別支援学級は学級数に含めない。）】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">小学校</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">中学校</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">27年度</th> <th style="text-align: center;">32年度</th> <th style="text-align: center;">27年度</th> <th style="text-align: center;">32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模校</td> <td style="text-align: center;"><u>9校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9校</u></td> <td style="text-align: center;">1校</td> <td style="text-align: center;"><u>2校</u></td> </tr> <tr> <td>適正規模を上回る学校</td> <td style="text-align: center;"><u>2校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2校</u></td> <td style="text-align: center;">3校</td> <td style="text-align: center;"><u>2校</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>平成32年度</u>の推計値による。</p> <p>2 適正規模及び適正配置の推進の方策 通学区域の見直しと学校統合という2つの方策があるが、各学校や地域の実態に応じて適切に取り入れていく。 <u>学校統合の場合、複数校の統合により新たな学校を設立するという考え方である。</u></p> <p>(1) 通学区域の見直し 小中学校の連携教育を更に推進し、円滑な学校運営を図るため、今ある小学校から、全員同じ中学校へ通学ができる小中学校の配置を考える。学校統合の場合も同様とする。</p>		小学校		中学校		27年度	32年度	27年度	32年度	小規模校	<u>9校</u>	<u>9校</u>	1校	<u>2校</u>	適正規模を上回る学校	<u>2校</u>	<u>2校</u>	3校	<u>2校</u>
		小学校		中学校																																			
	7年度	13年度	7年度	13年度																																			
小規模校	<u>4校</u>	<u>5校</u>	1校	<u>1校</u>																																			
適正規模を上回る学校	<u>3校</u>	<u>2校</u>	3校	<u>3校</u>																																			
	小学校		中学校																																				
	27年度	32年度	27年度	32年度																																			
小規模校	<u>9校</u>	<u>9校</u>	1校	<u>2校</u>																																			
適正規模を上回る学校	<u>2校</u>	<u>2校</u>	3校	<u>2校</u>																																			

改正後	改正前
<p>よって現在の市内小中学校における通学区域の見直しは現実的ではないと考える。</p> <p>(2) 学校統合 次の基本的な考えをもって、対象校の保護者や地域に対して説明をし、理解を得ながら統合に取り組むこととする。</p> <p>① <u>統合校の考え方</u> (削除)</p> <p>学校の組合せ、学校の位置、学校施設の状況等により、適正規模を維持している学校も統合対象校とする場合もある。</p> <p>② 設置場所 原則として統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を使用する。使用校舎は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、通学距離などを勘案して決定する。 (削除)</p> <p>(3) 学校選択制 上記を踏まえ、学校選択制はしないこととする。 <u>なお、国や県と協調しながら特色ある教育活動を実践する小中学校については、指定学校変更の弾力性のある運用を検討する。</u></p> <p>IV 適正規模及び適正配置に伴う教育環境の整備 児童生徒にとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行う。</p> <p>1 通学路の安全確保 (1) 統合後の安全な通学については、通学路を検討し設定する。 (2) 新たな通学路を検討する際、<u>通学距離によっては</u> <u>スクールバス</u>の使用または<u>公共交通機関の利用</u>も検討する。</p> <p>2 学校の施設設備の整備 様々な状況に対応できるように、施設設備面の改善や教材教具の充実を図る。</p> <p>3 教職員等の配置 心の支援をはじめ、特別支援を要する児童生徒に対しては、今までと同様、市でも予算措置をし一層の充実を図る。</p>	<p>よって現在の市内小中学校における通学区域の見直しは現実的ではないと考える。</p> <p>(2) 学校統合 次の基本的な考えをもって、対象校の保護者や地域に対して説明をし、理解を得ながら統合に取り組むこととする。</p> <p>① <u>統合後に新設校として設置</u> <u>学校規模（学級数や児童生徒数）や創立からの経過年数に関係なく、対等な関係の統合とする。</u></p> <p>学校の組合せ、学校の位置、学校施設の状況等により、適正規模を維持している学校も統合対象校とする場合もある。</p> <p>② 設置場所 原則として統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を使用する。使用校舎は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、通学距離などを勘案して決定する。 <u>統合後の新設校については、教育環境の充実を図る。</u></p> <p>(3) 学校選択制 上記を踏まえ、学校選択制はしないこととする。 (新設)</p> <p>IV 適正規模及び適正配置に伴う教育環境の整備 児童生徒にとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行う。</p> <p>1 通学路の安全確保 (1) 統合後の安全な通学については、通学路を検討し設定する。 (2) 新たな通学路を検討する際、<u>登下校の安全性が高いスクールバス</u>の使用<u>も</u>検討する。</p> <p>2 学校の施設設備の整備 様々な状況に対応できるように、施設設備面の改善や教材教具の充実を図る。</p> <p>3 教職員等の配置 心の支援をはじめ、特別支援を要する児童生徒に対しては、今までと同様、市でも予算措置をし一層の充実を図る。</p>

改正後	改正前
<p>120人前後である。全体的にみれば、児童数は<u> </u>減少するが、顕著な減少地区ではないことから、高丘小の今後の児童数の推移を見守り、集団での学習など、学校運営で制約を受けることが見込まれる状況になったときに、改めて検討を行う。</p> <p><u>6 適正規模を満たさない、または、その見込みがある学校においては、必要に応じ市教育委員会と保護者において懇談の場を設け、学校の将来の方向性について協議することとする。その結果を踏まえ、保護者の総意を地域が尊重し、よりよい教育環境の整備について、地域としての方針を市教育委員会に要望されることが望ましい。</u></p> <p>(削除)</p> <p>VII 結びに 今回、市教委として、中野市立小中学校を取り巻く現状及び将来的な見通しを踏まえ、「<u>中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針(改訂版)</u>」を示した。 本方針の推進に当たっては、保護者の方々や地域の方々にその意義を十分にご理解いただくことが不可欠である。私たちは、児童生徒にとってどのような教育環境を提供すべきなのか、また、どのような支援を行うべきなのか、しっかりと見定めることが大切である。 関係者の皆様には、子どもにとってよりよい教育環境が整備されることで、心身ともに健やかな児童生徒の育成が図られるよう、本基本方針を細部にわたり協議いただくとともに、今後とも積極的な支援をお願いするものである。</p>	<p>140人前後である。全体的にみれば、児童数は<u>やや</u>減少するが、顕著な減少地区ではないことから、高丘小の今後の児童数の推移を見守り、集団での学習など、学校運営で制約を受けることが見込まれる状況になったときに、改めて検討を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>VII 適正規模及び適正配置に向けたスケジュール <u>本市の児童生徒のよりよい教育環境を整備するために、計画的に学校の適正規模及び適正配置を進める必要がある。そのために、スケジュールを別紙のように設定し取り組みを進める。</u></p> <p>VIII 結びに 今回、市教委として、中野市立小中学校を取り巻く現状及び将来的な見通しを踏まえ、「<u>中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針_____</u>」を示した。 本方針の推進に当たっては、保護者の方々や地域の方々にその意義を十分にご理解いただくことが不可欠である。私たちは、児童生徒にとってどのような教育環境を提供すべきなのか、また、どのような支援を行うべきなのか、しっかりと見定めることが大切である。 関係者の皆様には、子どもにとってよりよい教育環境が整備されることで、心身ともに健やかな児童生徒の育成が図られるよう、本基本方針を細部にわたり協議いただくとともに、今後とも積極的な支援をお願いするものである。</p>